

別紙 1

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第4条関係）

令和5年4月1日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注1	1事業者あたり1人まで	1事業者あたり1人まで
②	1人あたりの助成額 ※注2	15,000円	3,000円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。